

雑則	法第 85 条第 6 項、令 147 条	作成（改訂）日
	仮設建築物に対する制限の緩和	令和 7 年 4 月 1 日
マンションのモデルルームの仮設許可基準 マンションのモデルルームの仮設許可については、原則下記の基準で取扱うものとする。ただし、建物の形態や敷地の状況などにより、条件を付加することがあるため、個々に打ち合わせを行うこと。 1 存続期間 ・ 仮設建築物の存続期間については、<u>1 年以内の期間</u>とする。 ・ 上記期間は、除却完了までを含めた期間とする。 ・ 存続期間の延長は原則認めない。 2 条件 ・ 本体工事があるもの。 ・ 本体工事の敷地からおおむね 1 km 以内の敷地であること。 ・ 建物用途は事務所とする。 ・ 敷地内または敷地の周辺に駐車場を確保する、または車での来場は禁止するなど、違法駐車等による近隣の交通に支障をきたさないよう対策を講じること。 ・ 予約制とし、短時間に多人数の見学者が来場しないように配慮すること。 ・ 火気の使用はしないこと。 ・ 二方向避難が可能な計画とすること。2 階建て以上の場合、避難上有効なバルコニーまたは器具等を設置し、地上に降り、幅 1.5m 程度の避難通路を通して敷地外へ出られるようにする。		
技術的助言など		
参考文献など	建築基準法質疑応答集 ⑤ P6747 2022 年度版 建築確認のための 基準総則集団規定の適用事例 P62	